

令和7年 宜野湾市教育委員会第3回(定例会)会議録

教育長 仲村宗男

教育委員 大川実

開催日時：令和7年3月28日(金) 午前15:00 閉会 午後17:00

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：仲村宗男教育長、仲村和也教育長職務代理者、  
下地美幸委員、大川実委員

出席職員

【教育部】教育部長 崎間 賢

(教育総務課) 教育企画係長 大島優子、教育企画係主事 東江美貴子  
教育総務係長 座間味和代

【指導部】指導部長 佐伯 進、指導部次長 津島美智子

(指導課) 指導課長 新川健次、指導担当主幹 比嘉祐一  
(学校給食センター) 所長 伊佐英人

議事日程

教育長諸般の報告

議案第14号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第15号 宜野湾市学校文書取扱規程の一部を改正する訓令について

議案第16号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

議案第17号 宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の一部を改正する告示に  
ついて

議案第18号 宜野湾市立中学校給食費補助金交付要綱の制定について

議案第 19 号 宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の制定について

議案第 20 号 令和 7 年度教育委員会人事異動について

## 連絡事項

### 1、教育部

- ・ 教育長職務代理者の指名について
- ・ 文化財保護審議会について

### 2、指導部

- ・ 給食への異物混入について

○仲村宗男 教育長 皆様、こんにちは。

本日の出席委員は 3 名で、定足数を達しております。

ただいまから令和 7 年第 3 回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。

本委員会で審議します案件は、議案 7 件となっております。

本日の会議録署名人は、大川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

○大川 実 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

続きまして、12 月 25 日開催の第 12 回定例教育委員会及び 1 月 22 日開催の第 1 回定例教育委員会の会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は大川教育委員、下地教育委員になっております。会議録につきましては既に配付してございますが、字句の訂正を除き、承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○大川 実 委員 はい。

○下地美幸 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

なお、前回の会議録につきましては、準備中のため、次回以降にご承認いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

---

## (教育長諸般の報告)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

それでは、教育長諸般の報告を行います。

緑色の報告資料1ページをご覧ください。

2月19日水曜日、1つ目に、本市教育委員会の代表職員で構成される労働安全衛生委員会からの意見書の手交式がございました。衛生委員会代表の崎間賢教育部長からは、3つの要望が示された意見書を受け取りました。1つ目の要望は、健康診断受診後の健康管理の徹底について、会計年度任用職員へも特別休暇を付与すべき要望でした。2つ目の要望は、メンタルヘルス対策の充実強化について。3つ目の要望は、労働安全面に関する予算確保についてでした。手交式後の挨拶において、私は教育委員会職員の皆さんが仕事にやりがいを持てるような職場環境を進めていくこと、3つの要望を市長部局にしっかりとお伝えすることを話しております。そして四役の幹部の皆様にはしっかりと要望書もお伝えしております。

2つ目に、前期基本計画に係る議員説明会がございました。

2月20日木曜日、「普天間飛行場内バスツアー・アンド・懇親会」にお招きを受けました。

2月21日金曜日、臨時庁議がございました。宜野湾市こども計画（案）について審議が行われております。

2月22日土曜日、新中央公民館において「宜野湾市PTA連合会50周年式典」が開催されました。大川教育委員、感謝状受賞おめでとうございます。

2月25日火曜日、1つ目に、「第3回男女協働推進本部会議」がありました。第4次男女共同参画計画～はごろもぷらん～（案）について審議が行われております。2つ目に、3月市議会一般質問割り振り会議が行われました。それを終えた後、すぐに教育委員会内に戻り、一般質問通告に関する担当課の割り振り会議を行っております。

2月26日水曜日、3月市議会定例会が開会されました。

2月27日木曜日夕方19時から中央公民館において「給食費改定保護者説明会」を開催いたしました。

月が替わり、3月2日日曜日、「令和7年第60回普天間三区生年合同祝い」のお招きを受け、参加しております。

3月3日月曜日、3月市議会定例会に係る質疑、付託が行われました。

3月4日火曜日、はごろも学習センターにおいて「宜野湾市研究成果報告会」がありました。

3月5日水曜日、「第50回九州アンサンブルコンテスト」において嘉数小学校音楽部が銀賞を受賞したことを受け、佐喜眞市長に同行し、嘉数小を訪問しました。その中で子供たちからすてきな演奏を聞かされて、感動しました。佐伯指導部長も同行されております。

3月8日土曜日、宜野湾市立4中学校において、令和6年度卒業式が開催されました。私は真志喜中学校に参加し、教育委員会告辞を申し述べました。とても感動的な卒業式でした。

3月10日月曜日、3月市議会定例会中間表決及び総合計画審議の第1回目が行われました。

また、第2回目は翌日、3月11日に行われました。

3月12日水曜日、令和7年度予算審議の第1回目が行われました。なお、予算審議につきましては、3月14日、3月17日、3月18日まで4日間の日程で行われました。教育部長、指導部長、大変お疲れさまでした。

2ページ目をお開きください。

3月13日木曜日、1つ目に、新旧校長会を開催いたしました。2つ目に、係長級昇任に係る人事異動内示がございました。

3月18日火曜日、宜野湾市立9小学校において卒業式が開催されました。私は嘉数小学校に参加しました。教育委員の皆様、中学校卒業式を含めご参加、告辞読み上げ等の対応、大変ありがとうございました。

3月19日水曜日、3月市議会定例会一般質問の第1回目が行われました。なお、一般質問につきましては3月21日、24日、25日、26日、27日までの日程で6日間行われました。なお、一般質問4日目から最終日までは、私は体調不良により欠席しております。

3月20日木曜日、春分の日という本格的な春の訪れを感じさせる中、真志喜中学校校長、又吉直正先生の「令和6年度教育者文部科学大臣表彰祝賀会」が大山区自治会公民館で開催され、出席いたしました。大川委員、仲村和也委員、ご出席ありがとうございます。

本日、3月28日金曜日午前に3月市議会定例会報告、表決があり、長期間の本議会を閉会いたしました。そして、現在、令和7年第3回の定例教育委員会を進めているところでございます。

なお、3月31日月曜日、年度末最終日には、退職者辞令交付式があります。私にとって最後の務めとなります。また同日、役職定年を迎えられる崎間賢教育部長、真志喜中学校校長として異動される佐伯進指導部長におかれては、市議会対応、一般質問のご答弁、両部をまとめていただいたことを感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

本日欠席されている真鳥かおり教育部次長、津島美智子指導部次長におかれては、課長のお仕事と兼務で部長を支えるとともに、事業の推進や課題事項の解決に尽力していただき、ありがとうございました。教育部、指導部各担当課の皆様よりもよろしくお伝えください。

次に、大島優子教育企画係長、東江美貴子教育企画主事におかれては、私の一番近くにおいて、献身的に支えていただきました。私が3年間、元気でいられたのは山内健作さんも含め大島係長、美貴子さんのおかげです。本当にありがとうございました。

最後に、教育委員の皆様におかれましては、心強い相談者、助言者、応援団としてご尽力いただきました。教育委員会で3年前にでえーじうむさんを掲げ、これまで取組を推進してきたのは、天国で見守っていただいている桃原修先生並びに仲村和也委員、下地美幸委員、親川利恵委員、大川実委員というかけがいのないお仲間がいたからです。本当にありがとうございます。

宜野湾市教育のさらなる充実、ご発展をお祈り申し上げます。

以上、退任の挨拶を含める形となりましたが、これで私にとって最後となる教育長諸般の報告といたします。3年間ありがとうございました。

以上が教育長の諸般といたします。

教育長諸般の報告に対し、ご質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思います。

---

#### (議案第14号)

○仲村宗男 教育長 続きまして、日程1「議案第14号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員会員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○崎間 賢 教育部長 では、水色の議案書1ページをお開きください。

議案第14号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命について。

別紙の者を宜野湾市教育振興基本計画策定委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月28日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

令和7年度に策定する第三次宜野湾市教育振興基本計画について必要な事項を審議するため、宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則第3条第2項により、委員を委嘱又は任命する必要があるためでございます。

それでは、議案書、ページをめくっていただき、2ページをお開きください。併せて黄色い表紙の新旧対照表の1ページもご覧ください。

宜野湾市教育振興基本計画策定委員会委員名簿(案)でございます。

委嘱又は任命の期間としましては、委嘱の日から令和8年3月31日までとなります。当該委員会につきましては、宜野湾市教育振興基本計画策定委員会規則第3条で、社会教育関係者、学校長関係者、PTA関係者、学識経験者、市の職員、教育委員会が必要と認める者から構成すると規定されており、今回は10名の委員を提案してございます。

それでは、委員について、名簿(案)の順に沿って説明いたします。

1番、背戸博史様でございます。琉球大学地域連携推進機構教授で、教育行政学を専門としている生涯学習のスペシャリストでございます。令和元年度は、本市の点検評価委員を務めていた

だいており、また、第二次宜野湾市教育振興基本計画策定の際も策定委員を務めていただきました。専門的な立場から生涯学習に関する意見をいただきたく、推薦してございます。

次に、2番、多和田実様でございます。琉球大学大学院教育学研究科准教授で、教育実践学、算数、数学、教育学を専門とされております。平成28年度から令和元年度まで4年間、本市の点検評価委員を務めていただき、また、第二次宜野湾市教育振興基本計画策定の際にも策定委員を務めていただきました。今回の計画策定においても学識経験者として推薦してございます。

次に、3番、比嘉絹江様です。宜野湾市社会教育委員の副議長で、選出区分は社会教育関係者でございます。

次に、4番、宜野湾市青少年健全育成協議会会長で、選出区分は社会教育関係者でございます。毎年度5月に総会がございまして、令和7年度に会長が新しくなる可能性があるとのことで、氏名はない形での推薦となっております。

次に、5番、宜野湾市PTA連合会会長で、選出区分はPTA関係者でございます。こちらも4番の市青少協同様、5月の総会にて会長が新しくなる可能性があるとのことで、氏名はない形での推薦となっております。

次に、6番、山城亨様です。本市大山小学校前校長を務められており、学校教育に精通していることから、委員としての資格を満たしていると判断されました。選出区分はその他教育委員会が必要と認める者でございます。

次に、7番、佐伯進真志喜中学校校長です。選出区分は学校長関係者でございます。

次に、8番、島袋孝治普天間小学校校長です。選出区分は学校長関係者でございます。

次に、9番は教育部長の多和田眞満、10番は指導部長の新川健次、ともに選出区分は市の職員でございます。

以上が議案第14号 宜野湾市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命についてのご説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 ご説明ありがとうございます。

休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱又は任命についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程 1、議案第 14 号を終了いたします。

休憩します。

---

### (議案第 15 号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程 2「議案第 15 号 宜野湾市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 委員の皆様、こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、水色議案書 3 ページと黄色、別冊資料の新旧対照表 2 ページをお開きになり、ご準備ください。

それでは、水色議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 15 号 宜野湾市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令について。

宜野湾市立学校文書取扱規程の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 28 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

宜野湾市文書取扱規程の取扱いに合わせること及び字句の整理をするため、宜野湾市立学校文書取扱規程の一部を改正する必要があるためでございます。

続きまして、本規程の主な改正内容についてご説明申し上げます。説明は新旧対照表を用いて行いますので、黄色、新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

第 1 条については、引用する例規及び制定年の誤りに係る改正でございます。

次に、第 5 条第 9 号、第 25 条第 2 号、そして 3 ページ及び 9 ページの様式第 9 号については、宜野湾市文書取扱規程では既に削除され、学校現場においても支障がない完結印について、本規程においても削除する改正でございます。

2 ページから 3 ページの第 31 条については、引用する訓令の表記に誤りがあるための改正でございます。

3 ページの別表第 1 は、嘉数小学校及び嘉数幼稚園の文書記号について、いずれも嘉数の嘉の字が喜ぶの字となっている誤字を改める改正でございます。

4 ページの様式第 1 号、5 ページから 6 ページの様式第 6 号、7 ページから 8 ページの様式第 7 号については様式中の「平成」を削除する改正でございます。

以上、ご説明申し上げ、水色議案書 4 ページの改正の条文も確認いただきまして、あとはご質問にお答えしたいと思います。

なお、先月の 2 月定例会にも本訓令の改正について提出しております。本来であれば、その際に今回の改正内容も含んで提案すべきでありましたが、提出後にさらなる改正が必要であることに気づいたため、提案が今定例会になったことで、教育委員の皆様にご迷惑をおかけすることをおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○仲村宗男 教育長 休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程 2、議案第 15 号を終了いたします。ありがとうございました。

休憩いたします。

---

(議案第 16 号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程3「議案第16号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 よろしく申し上げます。

水色議案書5ページと黄色別冊、新旧対照表10ページをお開きになり、ご準備ください。

それでは、水色議案書5ページから説明していきたいと思います。

議案第16号 宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月28日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

教職員の働き方改革への取組として、宜野湾市立学校管理規則で規定される学校の休業日等を見直したことに伴い、宜野湾市立幼稚園の休業日等も見直すため、宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する必要があるためでございます。

続きまして、本規則の主な改正内容についてご説明申し上げます。

説明は新旧対照表を用いて行いますので、黄色の新旧対照表の10ページをご覧ください。

今回の改正については、先ほどの提案理由でも述べましたが、教職員の働き方改革への取組として、令和5年度に学校管理規則を改正したことにより、幼稚園管理規則もこれに合わせるための改正となっております。

第5条第2項は、2学期の始まりを8月1日とすることで、8月中に夏期休業が終了した場合に、終了した翌日から2学期を開始することが可能となるよう改正いたします。

次に、第6条第1項及び第24条第2号は、学年始休業日を1日延ばすことで、年度初めの準備期間を毎年5日間確保し、また、学年末休業日を3月22日から修了式の翌日からとすることで、年度末処理や年度初めの準備に余裕を持たせることができるよう、一時預かり保育の保育時間も含めて改正するものでございます。

なお、既に今年度の夏休みの運用等において、本規則の改正内容に基づく取扱いを開始してございます。本来であれば令和6年7月定例会までに提案し、教育委員会の議決後に運用を開始すべきところ、事後である今定例会での提案となったこととお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。小中学校の管理運用の見直しに基づき、幼稚園管理規則も改正が必要であることを失念していたことが要因でございます。今後は、こういった教育委員会軽視と受け取られかねないことがないように、教育委員会や学校等において運用見直し等がある際には、例規の細部まで

確認を怠らないよう取り組んでまいります。

以上、ご説明申し上げ、水色議案書 6 ページの改正の条文もご確認いただき、あとはご質問にお答えしたいと思います。それでは、ご承認のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

大川委員。

○大川 実 委員 改正した第 6 条の（第 6 号）ですけれども、以前は 3 月 22 日と日付を明記していたのを修了式の翌日からというふうなことに訂正しております。ということは、今後は年によって修了の日が変わるということでそういうふうな表記にしているということの理解でよろしいでしょうか。

○仲村宗男 教育長 指導部長。

○佐伯 進 指導部長 ご質問ありがとうございます。

小学校の修了式が幼稚園の卒園式になりますので、そういう表記に直しております。

○仲村宗男 教育長 よろしいですか、大川委員。

○大川 実 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ほかにご質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

これにて日程 3、議案第 16 号を終了いたします。

指導課、ありがとうございます。

休憩いたします。

---

### (議案第 17 号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程 4 「議案第 17 号 宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の一部を改正する告示に

ついて」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 それでは、議案第 17 号についてご説明申し上げます。

水色議案書の 7 ページのご準備をお願いします。

議案第 17 号 宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の一部を改正する告示について。

宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 28 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

学校給食費の納入方法に追加が生じたため、要綱の一部を改正する必要があるためでございます。

ページをめぐっていただきまして、8 ページをお願いします。

要綱の一部を改正する告示の内容であります。

別冊となっております黄色、新旧対照表の 11 ページのほうを一緒にご参照いただきたいと思います。

宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中、「預金口座振替または給食費納入通知書」を「預金口座振替又はその他の納入方法」に改める。

内容においては、給食費の納入方法について、令和 7 年度からシステムを導入し、給食費納入通知書に加え、コンビニ納付にも対応するための改正でございます。コンビニ納付につきましては、円滑な実施に向け、各小中学校の事務担当者と学校給食センターで連携を取りつつ、保護者の皆様にも周知を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

議案書 8 ページに戻っていただき、附則の規定であります。

附則、この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

以上が要綱の一部を改正する内容の説明となっております。

別冊となっております桃色議案資料の 66 ページ以降に現行の要綱を載せさせていただいておりますので、こちらも併せてご参照ください。

以上、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

仲村委員。

○仲村和也 委員 7ページの提案理由の納入方法に追加が生じたというのが、これがコンビニなどの納入、サービス向上ということによろしいですね。

○仲村宗男 教育長 指導部長。

○佐伯 進 指導部長 令和6年度、給食費の管理システムを構築しまして、令和7年度からシステムの運用を開始しております。これまでは、金融機関の通知書で納付していただいたものをコンビニ納付へ移行するというので、この要綱を改正させていただいているということになります。

○仲村宗男 教育長 センター所長。

○伊佐英人 学校給食センター所長 これまで金融機関、琉銀、沖銀等銀行の納付書を使っていたのですが、給食会計は私会計で、税金とかではないので、その納付書を令和7年度から扱わないという通知が金融機関から令和6年度にあったため、各学校の市費事務の方等と共有を図りながらコンビニ納付書を進めています。現在、口座振替が大体9割程度で、ほとんどの方は口座振替ですが、引き落としできなかつたり、諸事情で納付書で支払いたいという方もいらっしゃるって、その対応として、コンビニ納付書を進めています。

○仲村宗男 教育長 ほかにご質疑のある方。

大川委員。

○大川 実 委員 では、銀行では、4月以降は取扱いしないということですか。

○仲村宗男 教育長 センター所長。

○伊佐英人 学校給食センター所長 6月末で取扱いは終了いたします。

○仲村宗男 教育長 大川委員。

○大川 実 委員 7月から変更するというのであれば、保護者へはセンターから周知するというのでよろしいですか。

○伊佐英人 学校給食センター所長 給食センターから各学校へは周知済みですので、今後学校から保護者へ周知予定となっております。

○仲村宗男 教育長 休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市学校給食センター運営に関する要綱の一部を改正する告示についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。  
これにて日程4、議案第17号を終了いたします。

---

(議案第18号)

○仲村宗男 教育長 続きまして、日程5「議案第18号 宜野湾市立中学校給食費補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 続きまして、議案第18号につきましてご説明申し上げます。

水色の議案書の9ページのご準備をお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第18号 宜野湾市立中学校給食費補助金交付要綱の制定について。

宜野湾市立中学校給食費補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月28日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

沖縄県公立学校給食費無償化支援事業補助金を活用し、教育費の負担が大きい中学生のいる世帯に対して、学校給食費を支援することにより、子育て世帯の負担軽減を図るための要綱を制定する必要があるためでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページをお願いいたします。制定要綱の内容であります。

新設制定の要綱においては、15の条文で構成されており、第1条で趣旨、第2条で定義、第3条で補助の交付対象者、第4条で補助事業、第5条で補助対象経費及び補助率、第6条で補助対象期間、第7条で補助金の交付申請、第8条で補助金の交付決定、第9条で委任、第10条で実績報告書の提出、第11条で補助金額の確定、第12条で補助金の交付、第13条で補助金の請求、第14条で字句の読替え等、第15条でその他を定めております。

13ページから19ページにおいては、各条文で規定した様式がございます。

内容についてご説明申し上げます。

令和7年度から、沖縄県学校給食費無償化支援事業の実施が予定されており、具体的には県から各市町村へ中学生の給食費の2分の1相当を補助する事業となっております。本要綱は、県の事業実施に伴い、本市における事業の実施に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものでございます。

本市では、平成 25 年から市立小学校の学校給食費半額助成事業を継続して実施しているほか、令和 5 年度の 1 年間は市立小中学校の学校給食費全額助成事業を実施し、令和 6 年 1 月から今月、令和 7 年 3 月までは学校給食食材支援事業として 1 食当たり 29 円の補助を実施いたしました。それらこれまでの要綱を参考にするとともに、同様の事業を実施している他自治体の事例等を参考に整備してございます。

今後も県と調整を行いながら事業実施に確実に取り組み、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

議案書 12 ページに戻っていただきまして、附則の規定であります。

附則、この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

以上が制定要綱の説明となっております。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立中学校給食費補助金交付要綱の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程 5、議案第 18 号を終了いたします。

休憩いたします。

---

#### (議案第 19 号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、日程 6 「議案第 19 号 宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○佐伯 進 指導部長 議案第 19 号についてご説明申し上げます。

水色議案書の 20 ページのご準備をお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第 19 号 宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の制定について。

宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

令和 7 年 3 月 28 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由でございます。

食料品価格等の物価高騰による学校給食費の値上げ相当額に対し助成を行うことで、保護者の負担軽減を図るための要綱を制定する必要があるためでございます。

ページをめぐっていただきまして、21 ページをお願いいたします。

制定要綱の内容であります。

新設制定の要綱においては、13 の条文で構成されており、第 1 条で目的、第 2 条で補助対象者、第 3 条で補助金の額、第 4 条で補助金の交付申請、第 5 条で補助金の交付決定、第 6 条で委任、第 7 条で実績報告、第 8 条で補助金の確定、第 9 条で補助金の交付、第 10 条で補助金の請求、第 11 条で交付決定の取消し、第 12 条で字句の読替え等、第 13 条でその他を定めております。

24 ページから 33 ページにおきましては、各条文で規定した様式がございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

令和 6 年 10 月 24 日の定例教育委員会で議決をいただきましたが、本市においては物価高騰に対応するため、令和 7 年度から学校給食費について、小学校は月額 1,100 円、中学校は月額 1,200 円の増額改定を実施し、小学校は月額 5,400 円、中学校は月額 6,100 円といたします。本要綱は、本市における学校給食費の増額改定により、実質負担増相当分を助成することで、小学校の保護者の負担軽減を図るため、必要な事項を定めるものでございます。

具体的には、小学校の保護者に対し、月額 550 円の助成を想定してございます。本市では、先ほどの議案第 18 号でご説明させていただいたとおり、平成 25 年度から継続して実施している市立小学校の学校給食費半額助成事業をはじめ、これまで様々な保護者の負担軽減策に取り組んでまいりました。それらこれまでの要綱を参考にするとともに、同様の事業を実施している他自治体の事例等を参考に整備しております。

今後も事業実施に確実に取り組み、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

議案書 23 ページに戻っていただき、附則の規定でございます。

附則、この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

以上が制定要綱の説明となっております。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 指導部長、ありがとうございました。

休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

大川委員。

○大川 実 委員 大変いい制度だなと思っております。これぜひやっていただきたいわけなのですが、いろいろ手続等が、書類、申請書等たくさんあるなど思ったのがまず最初の感想です。

それから、ちょっと聞きたいのですけれども、保護者一人一人が提出するものなのですか。

○仲村宗男 教育長 指導部長。

○佐伯 進 指導部長 保護者一人一人が提出するものとなっております。

○大川 実 委員 分かりました。

ということは、給食センターなのか、あるいは教育委員会なのかちょっと分かりませんが、どちらからか、いつまでに提出してくださいと、恐らくそういうふうなものになるのではないかとありますが、中には提出が遅れるとか、出さない、連絡取れないという方もいらっしゃると思うのです。そういう場合、学校が全部取りまとめて提出となると、かなりの事務負担になることが予想されるのですが、そこらについては、教育委員会としてどう考えておりますか。

○仲村宗男 教育長 センター所長。

○伊佐英人 学校給食センター所長 お答えいたします。

部長からご説明もありましたが、平成 25 年度から小学校の半額助成事業をやっております、今回の議案第 19 号の小学校の物価高騰対策の補助金につきましても、新たにつくるわけですが、この議案第 19 号の第 4 条 3 項、こちらに規定をさせていただいていますが、基本的には今まで半額助成も保護者の皆さんから申請書を頂くのですけれども、この物価高騰に対する申請書については、半額助成の申請を出した場合は、この物価高騰の 550 円分の申請書も出していますよというふうにみなすということになっていきますので、2 つ出す必要はない仕組みになっております。今までの半額助成の申請書を出せばこちらも該当するという形に規定させていただいているので、そういった面では保護者の皆さんの負担軽減になると考えております。

○仲村宗男 教育長 大川委員、よろしいですか。

○大川 実 委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊佐英人 学校給食センター所長 出さない世帯はやはりいらっしゃるのですが、そこは学校のほうで保護者の皆様に声かけしていただいたりして、集めるように努力はしています。

○仲村宗男 教育長 よろしいでしょうか。

○大川 実 委員 申請書に印鑑要らないですね。

○伊佐英人 学校給食センター所長 大丈夫です。

○大川 実 委員 私が一番気にしたのは、学校の働き方改革を訴えて、いいことだとなったのですが、これが新たな学級担任の負担になったら困るなどと思ったものですからお聞きしました。先ほどおっしゃっていたように半額助成の申請書が物価高騰の申請書とみなすということがあったので、学級担任の負担といった面では少しいいのかなというふうに理解しました。ありがとうございます。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立小学校給食費物価高騰対策助成補助金交付要綱の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程6、議案第19号を終了いたします。

休憩いたします。

---

#### (議案第20号)

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

日程7「議案第20号 令和7年度教育委員会人事異動について」を議題といたします。

本件は人事案件であり、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき、審議を非公開とさせていただきます。ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、本件は非公開といたします。

＜非公開＞

○仲村宗男 教育長 これより令和7年度教育委員会人事異動についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程7、議案第20号を終了いたします。

休憩いたします。

---

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

(連絡事項)

1、教育部

- ・教育長職務代理者の指名について
- ・文化財保護審議会について

2、指導部

- ・給食への異物混入について
- 

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

以上をもちまして、定例教育委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。